

八重山地区における漁業後継者対策の方向

漁業後継者対策は、国においては沿岸漁業の振興を図るため、昭和38年に沿岸漁業等振興法が制定され、さらに、昭和37年水産業改良普及事業実施要領を作成し青年部の育成強化等が図られてきた。その後、昭和40年4月に水産業改良普及事業推進要綱が定められ現在に至っている。

本県においても国の指導を受けて、昭和47年以降漁業後継者対策に取り組んでいるが年々高齢化が進んでいる。八重山地区においては他地区ほど深刻ではないが少なからずとも、将来に向けて同問題は大きな課題である。

漁業後継者問題は、社会経済情勢の変化と地方の時代とりわけ一部Uターン現象もみられるが漁村における若者の定着には何と云っても、生産基盤の強化と安定収入の確保がなくてはならない。誰しも好んで郷里を後にする者はいない、生活人として若者に未来への夢をえがかせる漁村をめざし、その環境づくりに施設の最重点を置かなければならない。(1)八重山漁協では環境づくりと同時に人づくりとして、青年部、婦人部その他生産部会が12組織され、それぞれの活動を行なっているが、なかには、具体的な活動方針がなく情性で活動を行なっている組織もある。社会情勢の変化に的確に対応し足腰の強い漁村社会を建設するため、各組織の連携を密にし積極的な協同運動の実践並びに資源管理型漁業を組織的に推進する必要がある。足腰の強い後継者を養成するには「漁業後継者指導所」の設置を図り、体系的な指導体制の確立が必要である。(2)後継者づくりでもう一つ大切なことは、漁協職員の後継者づくりである。漁協運営の責任者はいくまでもなく組合理事である。しかし、日常直接組合員に接しお世話しているのは漁協職員である。職員は単なる従業員ではない、いうならば漁村の指導者である。職員に人材を得るか否かは漁村の発展を左右するといっても過言ではない、営漁指導員の積極的な導入を図るとともに漁協職員の養成研修会等計画的に開催し、将来の漁協運営を背負って立つ参事クラスの幹部養成を目指す必要がある。

以上が八重山地区の漁業後継者対策の方向として検討したい。

八重山地区漁業の変遷

年	事	項	時	期	場	漁	獲	量	な	種
47	<ul style="list-style-type: none"> まき網漁業の開始 ウナギ養殖本格化 							5,057トン (46年)		
48	<ul style="list-style-type: none"> 八重山漁協への名称の変更(地区三漁協の合併) オニヒトデ異常発生(第一次) 48 ~ 49 									
51 52 53	<ul style="list-style-type: none"> 並型漁礁 53 ~ 54 パヤオの試験漁業 水産物共同処理加工場完成 漁業用無線の普及 鮮魚の空輸による島外出荷の本格化 第一回漁民大運動会開催 									
54	<ul style="list-style-type: none"> 漁業者によるシャコ貝の放流 ↓漁業者による駆除開始 オニヒトデ異常発生(第二次) 56 ~ 58 八重山漁協本所移転 石垣漁港・荷捌施設完成 アギヤイ漁業の統合(三経営体より一つへ) サメ被害多発・漁業者による駆除開始 石垣市・水産課設立 									
55 56										
57	<ul style="list-style-type: none"> 国営栽培漁業センターの誘致決定 内水面養殖(ウナギ)の衰退 パヤオ漁業本格化 カツオ漁業の衰退 ノコギリガサミの放流 (日裁協玉野事業所より導入された) 							4,077トン (57年)		
59	<ul style="list-style-type: none"> 黒真珠養殖の安定化(母貝の人工採苗の本格化) クルマエビ養殖場着工 									
60	<ul style="list-style-type: none"> 国営栽培漁業センター開所 									
61	<ul style="list-style-type: none"> 周辺漁場(新川・宮良川)の赤土汚染深刻化 									
63	<ul style="list-style-type: none"> 漁業者によるシャコ貝の放流 クルマエビ養殖場完成 									
H 2	<ul style="list-style-type: none"> 鳩間島においてモスク養殖の試み 魚類養殖の試み(カンパチ・シロアシ) まき網漁業の廃業 							3,519トン (63年)		

